

投稿年月日	令和2年1月5日	投稿者	市内在住 70代 男性
ご意見・ご提案 内 容	<p>【税金】 税金の事だが、たばこの様に市内で消費したら、市にいくらか入るように、酒も市内で消費したら、いくらか市に入るようにならないものだろうか？そうすれば、地酒の消費も増えはしないだろうか？</p>		
回 答	<p>ご意見、ありがとうございます。 酒税は国税であります、酒税の50%は地方交付税の原資になっていますので、当然、南島原市にも酒税の一部が交付されます。</p>		
担当課	税務課		